

兵庫大学短期大学部履修規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫大学短期大学部学則（以下「学則」という。）に基づき、兵庫大学短期大学部の授業科目、履修方法、試験、成績評価、卒業資格等について必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目)

第2条 本学における授業科目は、学則20条に規定するものとする。

(必修科目、選択科目)

第3条 授業科目を卒業要件上、次のとおり分ける。

- (1) 必修科目 ... 必ず履修しなければならない科目
- (2) 選択科目 ... 指定された科目の中から、所定の科目数又は単位数により選択し、履修しなければならない科目

(単位の計算方法)

第3条の2 授業科目の単位の計算方法は、学則第23条に規定するところによる。ただし、1単位の授業時間が演習30時間、実技・実験及び実習45時間以外の授業科目については別表1のとおりとする。

(履修登録)

第4条 学生は履修しようとする授業科目について学期初めの指定期日までに履修登録届を教務課に提出しなければならない。

- 2 履修登録を行わなかった授業科目については、単位認定の対象としない。
- 3 その他履修登録について必要なことは、別に定める。

(再履修)

第5条 学生は、不合格となった授業科目を修得ためにその科目を再履修することができる。

- 2 試験の結果、可以上の評価を得た授業科目については、再履修することができない。

(試験の種類)

第6条 本学部で行う試験は次のとおりとする。

定期試験

追試験

再試験

(試験の受験資格)

第7条 次の各号の一に該当する場合は、当該各号の授業科目について試験を受けることができない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目をその学期において履修登録していないときその授業科目
- (2) 定められた期日までに授業料等の学納金等を完納していないとき全授業科目
- (3) 授業欠席回数が授業実施回数の1/3を超えるとときその授業科目

(定期試験)

第8条 定期試験は、学期末にその履修した授業科目について筆答、論文、実技等の方法で行う。

- 2 前項の試験は、その授業のある学期中に随時行う考査等をもって代えることができ

る。

- 3 定期試験の判定は、100 点満点とする。
- 4 その他定期試験について必要なことは、別に定める。

(追試験)

第 9 条 学生は、病気その他やむを得ない理由により定期試験を受験することができなかつた場合、追試験を受験することができる。

- 2 追試験を希望する者は、あらかじめ指定期日までにその旨を教務課へ届けなければならない。
- 3 学長は、前項の者が追試験願を提出し妥当と認めたときは、追試験を行う。
- 4 追試験は、一回のみ行う。追試験に対する追再試験は、行わない。
- 5 追試験の判定は、定期試験に準じる。
- 6 その他追試験について必要なことは、別に定める。

(再試験)

第 10 条 学生は、不合格になった科目について再試験を受験することができる。ただし、一の学期に受験できる科目数の上限は、3 科目とする。

- 2 再試験を希望するものは、あらかじめ指定期日までにその旨を教務課へ届けなければならない。
- 3 再試験は、一回のみ行う。再試験に対する追試験は行わない。
- 4 再試験の判定は、69 点を超えないものとする。
- 5 その他再試験について必要なことは、別に定める。

(不正行為)

第 11 条 受験中に不正行為を行った者に対しては、試験室からの退室及び教務課への出頭を命じ、当該科目の単位を認定しない。

- 2 その他不正行為について必要なことは、別に定める。

(成績評価)

第 12 条 成績の判定は点数で、成績通知は秀、優、良、可、不可の評価をもってする。

- 2 成績評価は次の基準によるものとし、可以上をもって合格とする。

- (1) 秀 95 点～100 点
- (2) 優 80 点～ 94 点
- (3) 良 70 点～ 79 点
- (4) 可 60 点～ 69 点
- (5) 不可 60 点未満

(単位の授与)

第 13 条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(卒業の資格)

第 14 条 所定の期間在学し、別表 2 に定める 62 単位以上を修得した者について卒業を認定する。

- 2 前項に定める要件を満たし卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与し、兵庫大学短期大学部学位規程の定める短期大学士の学位を授与する。

(雑則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は学長が定める。

(改廃)

第 16 条 この規程を改廃しようとするときは、教務委員会に諮り教授会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条の 2 関係)

学科	授業形態	1 単位の授業時間数	授業科目	
保育科第一部	演習	15 時間	日本語 (読解と表現) コンピュータ演習 社会福祉援助技術 保育内容・健康 保育内容・環境 保育内容・表現 I 乳児保育 I 保育・教職実践演習 (幼稚園)	英語 小児栄養 臨床心理学 保育内容・人間関係 保育内容・言葉 保育内容・表現 II 乳児保育 II
	実技	30 時間	健康・スポーツ科学 II (実技)	健康・スポーツ科学 III (実技)
	実習	30 時間	小児保健実習	
		40 時間	教育実習 保育実習 II	保育実習 I 保育実習 III
保育科第三部	演習	15 時間	日本語 (読解と表現) コンピュータ演習 社会福祉援助技術 保育内容・健康 保育内容・環境 保育内容・表現 I 乳児保育 I 保育・教職実践演習 (幼稚園)	英語 小児栄養 臨床心理学 保育内容・人間関係 保育内容・言葉 保育内容・表現 II 乳児保育 II
	実技	30 時間	健康・スポーツ科学 II (実技)	健康・スポーツ科学 III (実技)
	実習	30 時間	小児保健実習	
		40 時間	教育実習 保育実習 II	保育実習 I 保育実習 III

別表 2 (第 14 条関係)

保育科第一部及び保育科第三部

科目区分	卒業必要単位数
基礎・教養科目	6 単位以上
学科教育科目	48 単位以上
その他上記科目区分のいずれかから	8 単位以上
合計	62 単位以上

美術デザイン学科第一部

科目区分	卒業必要単位数
基礎・教養科目	14 単位以上
学科教育科目	40 単位以上
その他上記科目区分のいずれかから	8 単位以上
合計	62 単位以上